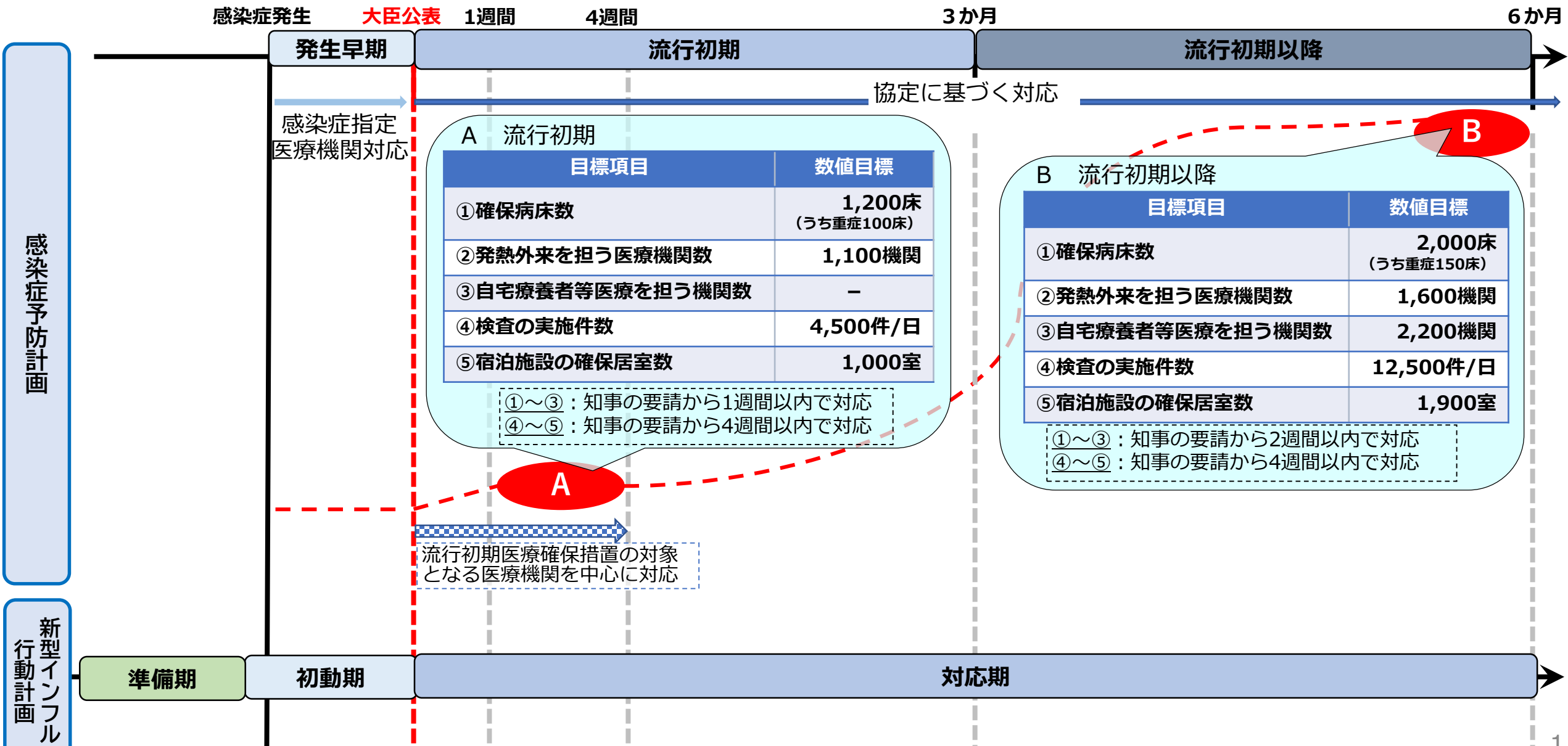


埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画について

感染症予防計画と新型インフルエンザ等対策行動計画①



感染症予防計画と新型インフルエンザ等対策行動計画②

1. 根拠法と特徴

(1) 感染症法 ⇒ 予防計画

- 【法】・感染症の**予防**及び感染症の患者に対する**医療**について必要な措置を規定
- ・感染症の発生予防及びまん延防止による**公衆衛生の向上及び増進**を図る



- 【計画】・**平時から**発生・まん延を防止し、**有事に備える体制**（医療提供体制・検査体制・宿泊療養体制等）を整える

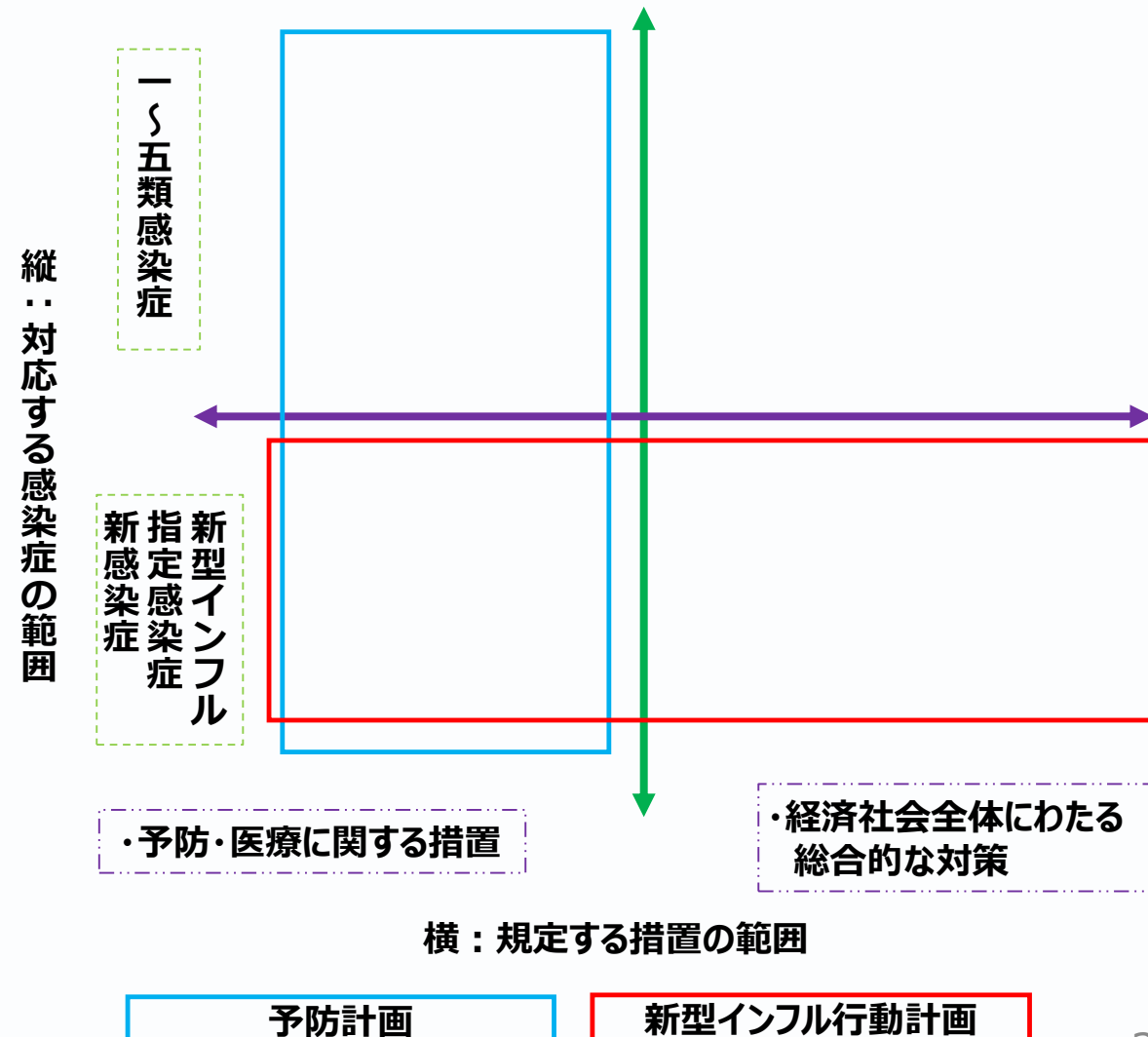
(2) 新型インフル特措法 ⇒ 新型インフル行動計画

- 【法】・急速にまん延するおそれのある**リスクの高い感染症**に対し、**迅速な初動対応**のための体制や、**経済社会全体にわたる総合的な対策**を統一的に講じるために必要な措置を規定
- ・**国民の生命及び健康の保護**、**国民生活及び国民経済に及ぼす響の最小化**を図る



- 【計画】・**新型インフルエンザ等感染症等を対象に**、対策項目ごとに時系列別の対応を規定し、**感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた総合的な対策**について定める。

2. 対応する感染症、規定する措置の範囲



埼玉県新型インフルエンザ等対策行動計画について

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定のポイント①

前提

- ・新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、H26策定時以来初の抜本的改定
- ・「内閣感染症危機管理統括庁」、「国立健康危機管理研究機構(JIHS)の設置(R7.4予定)」、感染症法に基づく協定等の制度改正を反映
- ・次の感染症危機では、本行動計画を参考に、感染症の特性や科学的知見を踏まえ、政府の基本的対処方針を速やかに作成し対応

(1) 平時の備えの充実

- ・「訓練でできないことは、実際でもできない」
国や地方公共団体等の関係機関において、平時より**実効性のある訓練を定期的**に実施し、**不断の点検・改善**
- ・感染症法等の計画に基づき、自治体が関係機関と協定締結
感染症発生時の検査、医療体制の立ち上げを迅速に行う体制を確保
- ・**国と地方公共団体等、JIHSや衛生研究所等との間の連携体制及びネットワーク構築**

(2) 拡充された13の対策項目 & 5つの横断的視点

- 【対策項目】
- ①実施体制 ②サーベイランス ③情報収集・分析
 - ④情報提供・共有、リスクコミュニケーション ⑤**水際対策** ⑥まん延防止
 - ⑦**ワクチン** ⑧医療 ⑨**治療薬・治療法** ⑩**検査** ⑪**保健** ⑫**物資**
 - ⑬国民生活・経済
- 【横断的視点】 I人材育成 II地方等との連携 IIIDXの推進
IV研究開発支援 V国際連携 ※下線付は新規部分

(3) 幅広い感染症対応 & 柔軟かつ機動的な対策

- ・対策項目ごとに、**3期(準備期、初動期、対応期)**に区分して**対策を整理**
- ・**新型インフル・新型コロナ以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来る**ことも想定して対策を整理
- ・状況の変化に応じて**感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえ、柔軟かつ機動的に対策を切り替え**

(4) DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

- ・予防接種事務のデジタル化・標準化や電子カルテ情報の標準化等の医療DXを進め、**国と地方公共団体間等の情報収集・共有・分析・活用の基盤整備**
- ・将来的な電子カルテと発生届の連携、臨床情報の研究開発への活用等

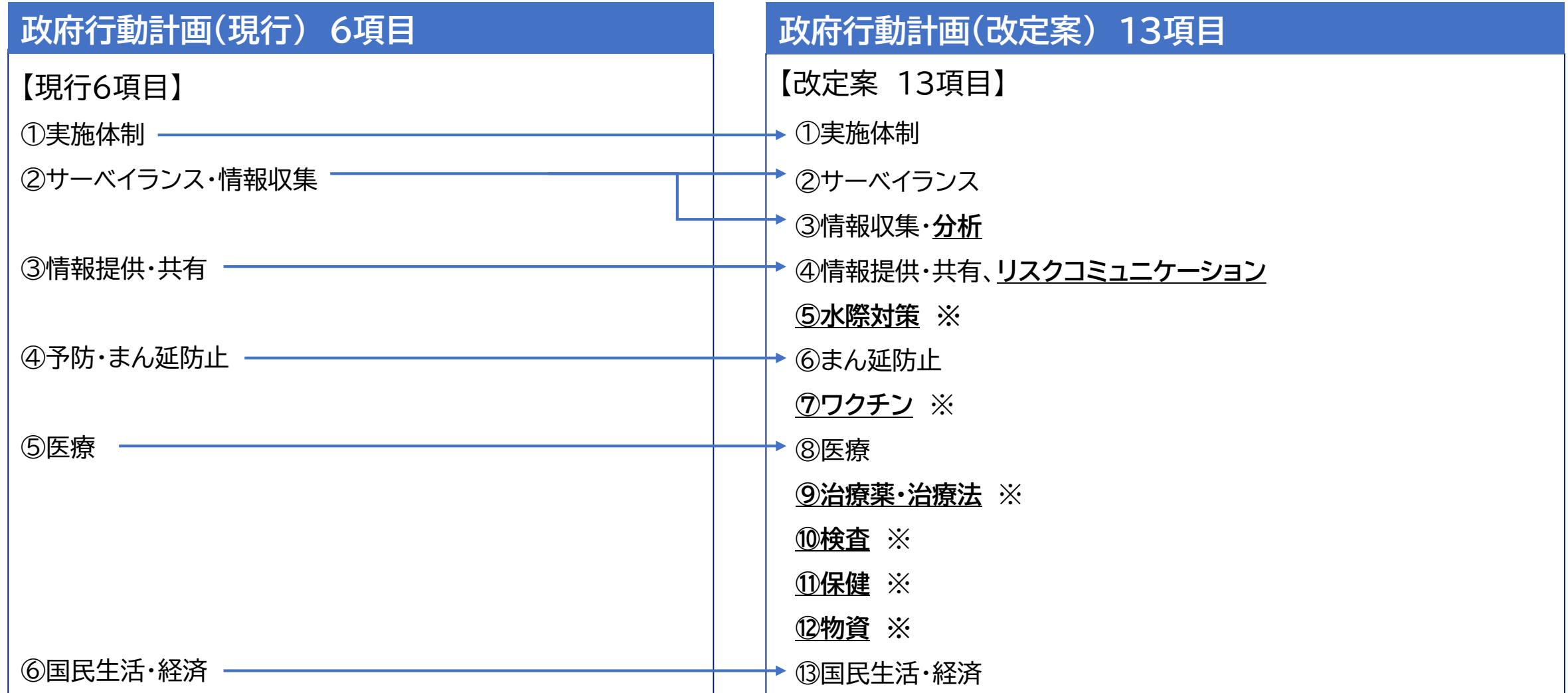


(5) 政府行動計画の実効性確保への取組

- ・実施状況を**毎年度フォローアップ(調査)** ※特に検査・医療提供体制の整備状況、PPE等物資の備蓄状況等を見える化
- ・感染症法等の計画等の見直し状況やこれらとの整合性を踏まえ、**おおむね6年ごとに改定**

新型インフルエンザ等対策政府行動計画の改定のポイント②

◎政府行動計画の改定前後の比較



※新規追加となるもの又は独立した項目として大幅加筆されたもの。
 なお、上記③④のように内容的に要素が追加された項目あり。